

Japan Marine Accident Tribunal

海難審判所

管轄図



お問い合わせ先

海難審判所

〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-1
Tel. 03-6893-2400

函館地方海難審判所

〒040-0061 函館市海岸町 24-4
Tel. 0138-43-4352

仙台地方海難審判所

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15
Tel. 022-295-7311

横浜地方海難審判所

〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
Tel. 045-201-7501

神戸地方海難審判所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1
Tel. 078-331-6371

広島地方海難審判所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17
Tel. 082-251-4604

門司地方海難審判所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10
Tel. 093-331-3721

門司地方海難審判所那覇支所

〒900-0001 那覇市港町 2-11-1
Tel. 098-868-9334

長崎地方海難審判所

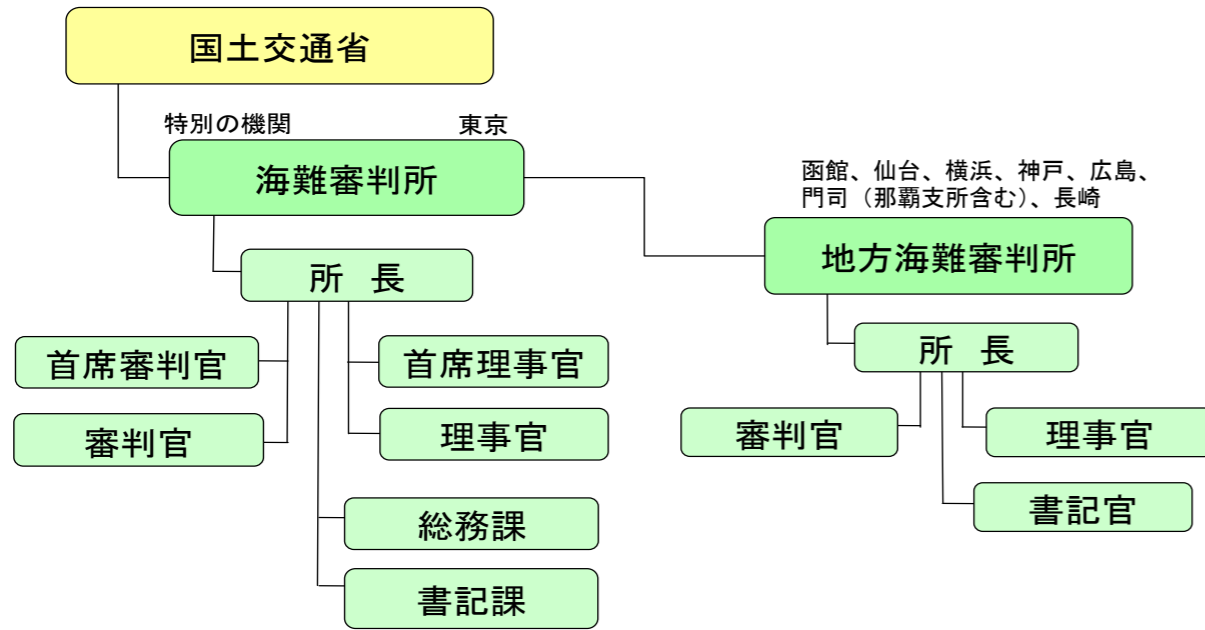
〒850-0921 長崎市松が枝町 7-29
Tel. 095-821-3538

海難審判所ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/jmat/index.htm>



組織図



[海難審判所の目的と任務]

- 海難審判所は、海難の発生の防止に寄与することを目的としており、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を任務としています。

[対象となる海難]

- 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
- 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷
- 船舶の安全又は運航の阻害

[海難審判所の組織]

- 海難審判所は、東京に置かれ、重大な海難^{*}について審判を行います。
- 地方海難審判所は、函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎に置かれ、那覇には門司の支所が設けられ、それぞれの管轄区域において発生した海難(重大な海難を除く。)について審判を行います。

※重大な海難とは

- 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したもの
- 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの
- 火災又は爆発により運航不能となったもの
- 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- 次に掲げる船舶が全損となったもの
 - ◆ 人の運送をする事業の用に供する13人以上の旅客定員を有する船舶
 - ◆ 物の運送をする事業の用に供する総トン数300トン以上の船舶
 - ◆ 総トン数100トン以上の漁船
- 上記に掲げるもののほか、特に重大な社会的影響を及ぼしたものととして海難審判所長が認めたもの

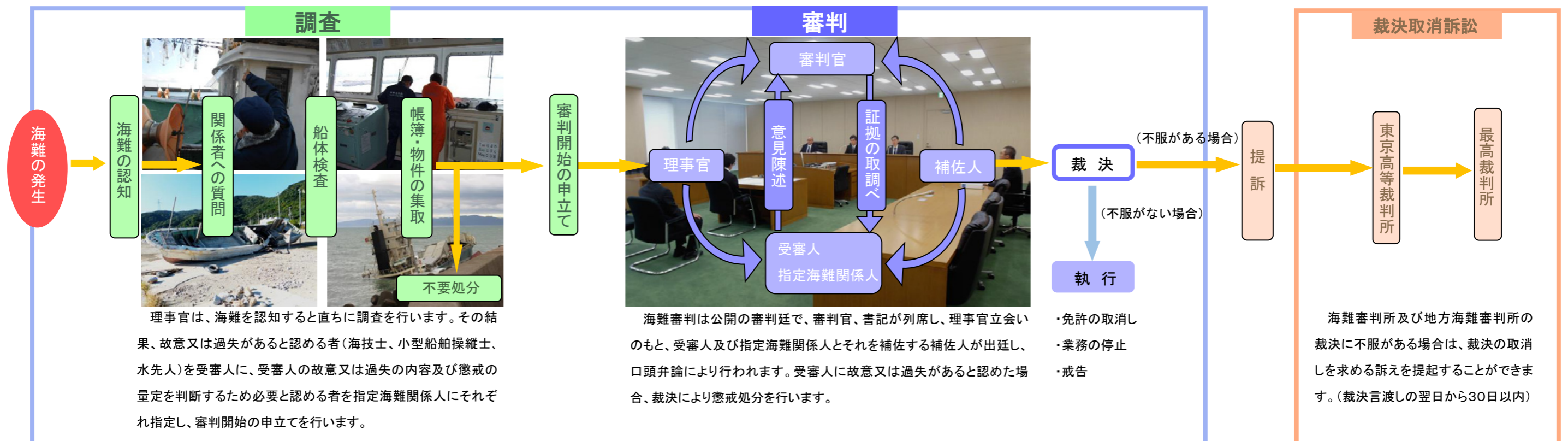
調査及び審判の手続き

調査

- ・ 日本船舶の海難事件については、日本国内の河川や湖沼、全世界の水域にわたって海難審判の対象となります。
- ・ 船舶は、用途及び大きさを問わず、人又は物を乗せ、前記水域を航行する船舶であって、進水以後のものが調査の対象となります。

審判

- ・ 「海難審判所」においては3人の審判官、「地方海難審判所」においては通常1人の審判官で海難審判を行います。



理事官は、海難を認知すると直ちに調査を行います。その結果、故意又は過失があると認める者(海技士、小型船舶操縦士、水先人)を受害人に、受害人の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するため必要と認める者を指定海難関係人にそれぞれ指定し、審判開始の申立てを行います。

海難審判は公開の審判廷で、審判官、書記が列席し、理事官立会いのもと、受害人及び指定海難関係人とそれを補佐する補佐人が出廷し、口頭弁論により行われます。受害人に故意又は過失があると認めた場合、裁決により懲戒処分を行います。

- ・免許の取消し
- ・業務の停止
- ・戒告

海難審判所及び地方海難審判所の裁決に不服がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。(裁決言渡しの翌日から30日以内)